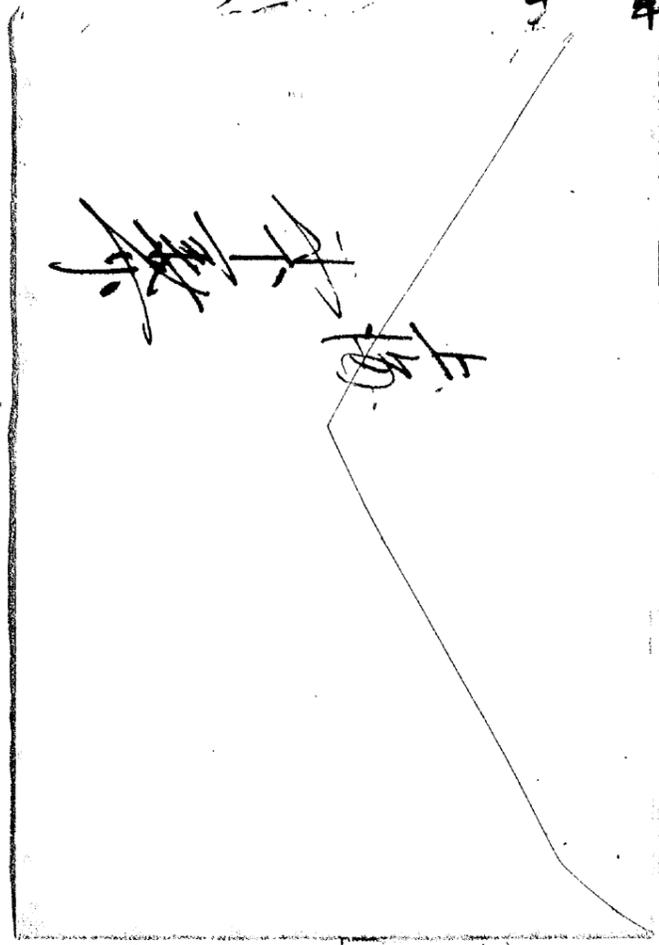


右及報言矣

大正十

内務大



上内警發秘第四六一號

正十二年五月

在上海日本總領事館

内務事務官 木下義介



係如月七

外事用本

警保高長殿

報告寫送付件

別紙寫通津總領事外務大臣宛
報告相成候付一部及送付候也

- 一 警察諸規則、制定統一
- 一 警察官、任用並待遇
- 一 警察官、配置
- 一 警察巡閱

一 警察報告

日帝發生スル事故ノ處理監督上「事故報告」ノ所
要ナルハ報告ヲ要セサル所ガ現行規定ニ依ル警察報
告ハ毎年一回提出、海外在留帝國臣民職業別表ニ並
「身分ニ關スル屆書」ニ限ラレ、若シ緊要事件發生セル場合
ニ際シ具ノ報告ヲ急ルヘカナルハ勿論ナルモ、警察官ノ
勤務狀況並事故ノ繁閑ヲ知ラントモ、是時報告ヲ徴
スルニ若クハオシ、依テ例ハハ

- (一) 在監人數 (既決、未決、拘留)
- (二) 館令違反處罰數 (拘留、科料、罰金、即決取扱事項)
- (三) 沒收金品現在數 (阿片モルヒ不詳、種類並數量)
- (四) 裁判開廷數 (犯罪別、喚問證人數)
- (五) 營業數 (業態別ニ依ル新規開業、閉店數)

(六) 説諭件数(内容並結果、概況)

(七) 假差押拒絶證書制作製件数(事件ノ顛正等)

(八) 收受發送事件数

(備考) 報告事項並様式等ハ充分考慮ノ上外務省於テ制定スルヲ要ス
等ヲ事件ノ輕重ニ依リ月報、隔月報、スハ半年報トシテ
報告ヤシムルハ複雑ナル報告表並書數カ、内容ノ一見明瞭ナラ
シムルノミナラズ各警察官署ニ於テ簿冊スハ統計等ヲ應々
散逸シ居ル現況ニ照シ事務ノ整理上著シキ進捗ヲ
見ルコトヲ得ベシ

一 警察官諸規則ノ制定統一

各領事館令ヲ以テ制定セラレタル諸規定ノ大多數ハ在留
民取締ニ關ルル警察官規定ニ係ラズ現今之ヲ編集シタ
ル警察規則僅ナキハ現在ノ如ク交通機關發達シ犯罪人
ノ來往頻繁ナルニ於テ處罰上各地ノ取締規定ヲ參照スベ
キ必要アルニ際シ極メテ不便ヲ感スル所ナリ又從來各領
事各様ニ制定セル諸種ノ館令中ニハ時勢ノ變遷ニ伴ヒ改
正増補ヲ要スルモノ甚ナカラス
然ルニ在支領事官又ハ警察官ノ一部ニ於テハ法規(館令)
ノ據ル所ナキハ自由裁量ノ餘地換言セバ情實ニ依ル處置
ノ範圍大ナルヲ奇貨トシ成ルベク法規ノ制定ヲ避ケントスル嫌
ナシトマス之情弊ノ發生ヲ容易ナラシムル所以トス
在支領事館ノ所在地異ルニ從ヒ特殊ノ事情ニ基クテ取締

規定ヲ要スル者ハ極ノテ懸テク況ンヤ駐在地特別ノ慣例
ニ依リキ事件(領事官ノ職權カニ關スル制第三條但書後
段參照)ハ殆ト絶無ト稱スベク大体ニ於テハ共通規定ニ
準據シ得ヘイヲ以テ恰モ日本全國ニ共通ナル取締規定ハ
内務省令ヲ以テ一般的ニ制定シ居ル例ニ準ジテ共通規定
常ヲ作成シ各領事館ニ於テ之ヲ館令トシテ發布スルニ
至ラハ法規ノ整理ヲ為シ得ルト共ニ在留民ハ例ヘ轉地ノ
場合ト雖大体具ノ據ル所ヲ知ルヲ得各領事館並駐在
官吏並職務執行上ノ便益甚ナカラズ
右ノ事由ニ依リ此ノ際各領事館令ヲ輯集セタル取締規
定集ヲ作成スルト共ニ諸規定中不備ノ點アル具ノ改正方
ヲ命スルト共ニ進ンデ出來ル大テ法規ノ整理統一ヲ實
現スルヲ要ス

一 警察官ノ任用並待遇

外務省警察官ハ當該地在留民ト接觸スルト領事
館員中ニ於テ最多ク就中中流以下ノ民衆(中ニ阿片
モルヒネ銃器等ノ密輸入者又ハ賭博者クハ賣淫者中習犯
アリ)ノ表裏ノ動靜ニ通ジ消極的ニ我カ國民ノ威信ヲ失
墜スル容姿又ハ行動ナカラシメ又諸種ノ法令ニ對スル違
反行為ナキ事^様前ノ戒節ヲ興フルト共ニ積極的ニハ苟モ違
法行為アルトキハ寬嚴ノ度ヲ過ラズ適當ナル處罰ヲ加ヘ
營業其他ノ許可事項ニ對シテハ情實ニ拘泥セズ嚴正ナル
調査ヲ加フル等苟モスベカラサルニ拘ラズ之等ノ職權カ上執
行ハ違及者又ハ出願者等ノ側ニアリテハ當中ニ利害ヲ以テ
以テ貪ハスニ利ヲ以テシテ警察官ヲ誘惑シ以テ嚴正ナル
執行ヲ免レントスルハ警察執行務ノ日限モ嚴正ナル内地ニ

於テモ往々見ル所トス 況ンヤ私販勤勞ニシテ監督不行
屬勝ナル外務省警務寮官例ニ在リテハ斯カル弊害無カ
ラシメントモハ素質良好ナル者ニ對シ充分ナル教養ヲ施
スト共ニ待遇上ノ不平ナカシムルコトヲ要ス

先任用ニ際シテハ現今ノ通警視廳巡查教習所ニ委
托教養スルニ當リ警視廳巡查ヲ教習期間ヲ約一ヶ月
延長シテ國際法ノ大意日支通商條約ヲ始メ兩國間
ノ諸種ノ條約取願領事官ノ職務並諸規定支那歴
史並支那ノ現狀等ヲ教習スルト共ニ東京橫濱等ノ諸
種ノ製造工場並社會施設ノ一斑ヲ知ラシムル様致シ度
シ

右ハ警視廳養成ノ一般巡查ト同時ニ教習スルコト不可
能ニアラザルモ試験具ノ他ノ關係上教習期間ヲ延長シテ

教習スルヲ可トス

任用後ハ諸給與ヲ内地警務寮官ト同類ノ程度迄増加シ
テ例ハ別ニ在勤俸ノ支給ヲ受ケルアリト雖モ根本ノ給與
ニ於テ内地警務寮官トシテ思フナカラシメ(現行待遇ノ差異
ハ内務省警務寮官警務寮ニ照會スルトキハ直ニ具體的ニ
判明スベシ)警務部補ノ階級ヲ廢シテ巡查(巡查部長)中ヨ
リ警務部(判任官)ヲ登用スルニ當リテ外務書記生試験
ト合様ニ嚴重ナル資格試験ヲ施行シ其ノ及第者ニシテ
始メテ警務部タルコトヲ得ルカ又ハ高等學校以上ノ程度ノ
學校卒業者タルコトヲ要スト爲シ斯クテ必要ニ應ジ警
務部書記生ニ轉官シスハ副領事ニ任用スルニ連ヲ講ズル
コト、又ハ裁判又ハ警務寮事務多ク領事館ニ在リテハ專
政務上ノ利便點ナカラサルベシ

警部ト外務書記生トノ現行規程ニ依ル待遇ノ差別ニ就
テハ警部級ニ於テ不平懸クラザルモ書記生ニ於テハ嚴格
ナル試験ヲ經居レルニ拘ラズ警部ハ單ニ在勤永年無資
格者中ヨリ選拔セラレタルニ過キカルヲ以テ待遇ノ一段低キ
ハ當然ナルヘシト唱フルモ今時ノ警部書記官ハ昔時ノ警部
官ヲ以テ甘ニスヘキニ非ズ換言セバ同輩元令ナル警部書記
務ノ遂行ハ新キ頭腦並知識ヲ具フル者ニ俟タルベカラ
カルヲ以テ具ノ任用ニ當リ嚴密ナル試験ヲ毎年一回施行
シテ其ノ優秀者中ヨリ選定シ一端警部ニ任シタル後ハ
在勤俸旅費進級其ノ他總テノ待遇ニ於テ書記生ト
違ハ所ナカラシムヘキナリ

待遇ノ不平進路ノ要塞ハ有爲ノ青年ヲシテ自暴
自棄ニ陥ラシメ誘惑ニ感染スルコトナキヲ保シ難シ現ニ
此ノ如クシテ優秀ナル警部書記官ヲ養成シ得タラシニハ警
部書記官ノ改善期シテ俟ツベクモ若シ夫レ且家庭其ノ他
一身上ノ事由ニヨリ或カ内訌勸告ヲ便宜トスルモノアラハ内
地警部ニ轉官マシメ支那ト密接ナル關係ヲ有スル長崎
福岡 兵庫 大坂等ノ諸縣ニ勤務スル途ヲ講シタラシ
ニ邦家ヲ爲メ利益スル所益シ懸トカラカレシ

警部補ノ廢止ハ一見奇矯ノ言ノ如キモ元來警部
補制度ノ設ケラレタハ内地ニ於テ派出所スハ駐在所等
ノ地視監督上地視部長ヲ設ケルヲ便宜且必要トマルニ
是レハ外務省警部補ノ執務ノ實際ハ警部補ノ必

要トスル 何筆テノ理由ナキハ余ノ經驗上斷言シ得ル所ナリ
要ハ停滯セル外務省警務官ノ位ヲ刷新スル爲メ
此際任用制度ヲ改良スト共ニ老朽ヲ大々的ニ淘汰シ
新進氣鋭ノ士ニ對スル待遇（在勤俸、旅費、進級）ヲ
外務省書記生ト全然同一ニスルコトヲ要ス

右待遇並進級ノ改善ト相俟テ外務省書記生試験及
第者中ヲ進査ヲ任用シテ警務事務官ニ習熟スルヲ待
テテ警務部ニ任ジ進シテ警務視察官用スルハ口取モ策ヲ得ル
者トルベシ

警務界ノ刷新ハ現任警務官中相當ノ識見アル者
ノ均シク考ル所ニシテ現ニ人オモ寄マタル書信ノ一紙即ニ曰
ク「今回外務省ノ行政整理人員淘汰ハ警務界に
も波及され老朽無能淘汰されしは後進ノ奨励とも

相成申候豫テ貴閣ニ達し置候此の機會に於テ
警務事務官任用法制定せらる、様御配意相煩度候
從來外務省警務官ノ任用に就テは情實纏綿
あり警務事務官たる能力に乏しきものが幹部員として
任命され責務を全ふする能はざる例點がらず候唯
字を能く書くか或は單に支那語に熟達する位の
程度に於テ上司の之れ受けよまものが上申に依り在衡の
上任用され居る様の次第に御座候 外務省警務官の刷
新は制度の改正と人物任用、如何にありと愚考候ハリ候
各地領事館に於テは巡査を雜務に使用し警務事務
事務官に當らしめず亦外務省の事務官に重用せらる、ものハ
好評に御座候候既に斯くの如き弊あり故に過々他館
へ轉勤したる場合警務事務官としての用を為さず又本

人の自身上にも影響絶えず多量に調査を勤続するも幹部
員として任用の資格を具備せざる者を見るもの有る候
右卑見御考慮煩度青手有旨の調査をして向
上發展せしむる奨励法を一日に早く御制度相成候
様致度

一 遊言察官ノ配置

一般的ニ先リブルニ先テ官署事務事務ノ餘リニ多量ニシテ
事務カニ追隨シ何等ノ餘裕ナキト具、過少ニシテ餘暇
多キトハ共ニ分配ノ當ヲ得タルモノトスフ可カラハルト共
ニ官署事務ハ之ヲ處理スルニ趣味ヲ以テマサル可カラズ
ハ故省遊言察官ノ數ニハ自ラ制限アルヲ以テ之ヲ配置
スルニ當リテハ専ラ事務ノ繁閑ヲ以テ唯特殊ノ地例ハ
不違洋人ノ跳躑常ナキ間島地方ニテハ軍隊式教練ヲ

又ハ上海ニ在リテ高等遊言察官若クハ複雑ナル歐里ノ状況
ヲ研究セシムル等亦必要アル場合ニ於テノミ特殊ノ配置方
法ヲ採ルベキナリ彼ノ排日又ハ土匪等ニ起因スル非當中事
象ヲ慮リテ配置人員ヲ是レ如クハ最モ近遠ノ措置
タルヲ免レズ

右ノ觀察官ニ基キ處理事務ノ繁閑ニ依ッテ亦現行ノ
外務省遊言察官ヲ配置マントスハ第一項ニ述ヘタル遊
言報告ヲ基礎セサルベカラズ然ルニ現行ノ唯一ノ遊言察
報告「海外在留帝國臣民職業別表」ノミヲ以テ唯
一標準ト為スベカラザルハ多ク言ヲ要セサルヲ以テ現在ノ配
置ハ何ヲ標準トマルカテ怪マサルヲ得ズ或ハ公館長ヨリ抽
象的ニ事務ノ多忙ニ藉口シテ再三増員ノ上申ヲ為
シタル領事館ニ比較的多數ノ遊言察官ヲ配屬スルヤシ

シフレ之等警言警察官ハ警言警察事務以外ノ雜務ニ從事
シタル者ナシトセム或ハ又臨時ニ増置セラレタル人員ヲ具
儘歸業スル結果警言警察官ハ終日殆ト爲スヘキ事務ナリ
シテ無聊ニ若シム者ナキヲ保シ難シ

反之繁劇ナル領事館ニ在リテハ常務ニ遣ハレ統計ノ
作製又ハ簿冊ノ整理ノ如キ到底具ノ餘裕ナキ者アリ
我カ上海總領事館警言警察ノ如キハ收受發送ノ事件數
ヨリ觀テ果又事件ノ内容ニ照シテ加之在留民ノ多種
多様ニシテ不良分子ノ來往絶エザル等ヲ考フル時ハ署員
數他署ニ比シ少數ナルハ何人モ異議ナキ所ナリト信ス
前陳ノ事由ニ依リ第一項ニ述ベタル各種ノ警言警察報告ヲ
基礎トシ館務ノ繁劇ニヨリ適當ナル人員ノ配置方ヲ
考究スルハ人物經濟上最所要ノコト、信ス

一 警言警察巡閱

警言警察官吏ノ勤惰カ、教養ノ狀況、紀律ノ張弛、警言警察
及衛生行政運用ノ實況並成績ヲ調査檢閲シテ當該
事務ノ改善ヲ圖リ具ノ實効ヲ收ムルハ誠ニ緊要ノ事ニ
シテ内地ニ於テハ内務省訓令ヲ以テ詳細ナル警言警察巡
閱規則ヲ制定シ警言警察部長ヲシテ毎年管内各都府、
迎館ヲ行ハシメ具ノ詳細ナル報告ヲ徴シ居レルカ外務省
前屬警言警察ニ在リテハ現時警言警察官ノ直屬監督者ト
シテハ在外公館長タル總領事、領事アリト雖警言警察細
分ノ適否又ハ刑事警言警察並即決處分ニ關スル事項ニ
就テハ自ラ専門的調査ヲ要スル者アリ然ルニ目下各領
事館ニ在リテハ之等ノ事務中領事裁判ニ屬スル者ハ
刑事事務ヲ処理スル領事官補又ハ外務書記主ト檢

軍事事務取扱者タル警備部ノ管掌手スル所ニシテ警備部
次長ハ警備部署長ノ管掌スル所ナリ以テ事務カシク
少シ依リ置ルモ警備部署長ノ職責ハ極メテ重要ナル
者トス

彼ノ入監者ノ所持金品ノ保管、拾得金品ノ處置、
置、没收金品(阿片モルヒネ等)ノ高價品、拳銃及彈藥
等ノ積留、留ヲ令名(ハ)ノ處分ノ等ハ綴出ナル檢閲ヲ經ル
ニ在ラザレバ結末ヲ明カニスルヲ得サル者アリ

領事裁判事務カノ改善ニ就テハ夙ニ識者ノ唱道スル
所ト爲リテ近ク司法事務官ノ設置ヲ見ルベシト云フガ
右ハ夙ニ英米諸國ニ於テ實施セル所ニシテ其ノ實現ノ
晚ニハ裁判事務カニ於テハ若シク改善ヲ期シ得ベキモ警
察事務カニ在リテハ依然トシテ改善ヤルベキ計畫ヲ御カス

此ノ際前述ノ事由ニ依リ警備部巡閱規程ヲ制定シ同
時ニ警備部事務カニ經驗アル事務官ヲ本省ニ設置シ
五百名ニ留ントスル外放者警備部事務官ノ手晚勉石ニ通
曉シテ警備部事務カノ信賴ヲ得ヤシク智的向上ト共ニ事務カ
ノ革新ヲ計リ各領事館警備部署ノ實效カニ就テハ土
地廣汎ニ涉ルヲ以テ毎年全部ヲ巡閱シ能ハストマハ少ク
トモ隔年毎ニ一回各領事館警備部事務カノ實施スルヲ
最善ノ方法ト信ズ



五九

第 號
送 受

月 月

日 日

照會之趣了、承右傳未ノ家紋菊一文字ノ類
ト同様全然菊御紋章ト別箇ノモノト看做

看做ニ取締上不問ニ附セテ可然旨及回答候間
御参考迄申進候
追而本件ニ宮内省ト協議濟ニ有之候間申添候

左記

図形ヲ複寫ナルト